

プラント状況確認結果(令和5年6月7日～令和5年6月13日)

令和5年6月14日
福島県原子力安全対策課

令和5年6月7日～令和5年6月13日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

プラント状況(6月13日午前11時)

以下の項目について、実施計画*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の檜葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら([県HP](#))を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機 ^{※2}
原子炉 ^{※1} (核燃料)	冷却	注水量(m ³ /h)	3.8	1.5	3.4	—
		圧力容器 底部温度(°C)	22.0	30.4	25.9	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm ³)	1.52×10 ⁻³	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
圧力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.00	0.10	—
使用済燃料 プール	冷却	水温(°C)	28.4	27.1	— ^{※3}	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

※3 全燃料取り出し完了により、計測不要です。

(1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(6月13日午前10時)
最小 0.318(MP-6)～最大 0.933(MP-4) μSv/h ⇒[計測地点の地図](#)

(2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(6月12日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約0.39 Bq/L(港湾内北側)
～最大 8.1 Bq/L(遮水壁前)
⇒[計測地点の地図](#)

(3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果(6月12日採取分)

5、6号機放水口北側：検出限界値未満 ※検出限界値は約0.78 Bq/L
南放水口付近：検出限界値未満 ※検出限界値は約0.88 Bq/L
⇒[計測地点の地図](#)

(4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら([東京電力HP](#))を御覧ください。

(5) 1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(6月9日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 5.2 Bq/L (6号機)
～ 最大 120 Bq/L (1号機)

トラブルの概要(令和5年6月7日～令和5年6月13日)

この一週間におけるトラブル等について、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■ 体調不良者の発生について

6月10日午後1時8分頃、構内休憩所(情報棟)において、協力企業作業員の方に体調不良者が発生しました。

入退域管理棟救急医療室の医師の診察を受けたところ、緊急搬送の必要があると診断されたため、午後2時22分、救急車を要請しました。

状況は以下のとおりです。

- ・身体汚染の有無 なし
- ・発生状況 休憩所で、体調不良を訴えた
- ・診断結果 脱水症と急性胃腸炎

当該体調不良者はその後、救急車でふたば医療センターに到着しました。

- ・救急車出発時刻 午後2時46分
- ・救急車到着時刻 午後2時58分

当該体調不良者については、ふたば医療センターにて医師の診断の結果、入院が必要と判断されました。

なお、個人の疾病であり、病名等は控えさせていただきます。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) [\(3\)](#) ご覧ください。

■ 1～4号海側遮水壁付近の海面における油らしきものの発見について

6月11日午前7時12分頃、1～4号海側遮水壁付近の海面に油らしきものがあることを協力企業作業員が発見しました。

油らしきものについては、吸着マットにより吸収がされないこと、油のにおいがしないこと、および海面の油膜状のものを棒で切ったところ分離したことにより、油ではないと判断し、富岡消防署にも油ではないと確認していただいております。

なお、油らしきものについては鉄バクテリアが原因と推定されます。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) [\(3\)](#) ご覧ください。

■ 発電所構内における負傷者発生について

6月12日午前9時50分頃、発電所構内において、負傷者が発生し、入退域管理棟救急医療室の医師の診察を受けたところ、緊急搬送の必要があると診断されたため、午前10時23分、救急車を要請しました。

状況は以下のとおりです。

- ・負傷者の所属 協力企業作業員
- ・身体汚染の有無 なし
- ・発生状況 仮設資材荷下ろし時、資機材の間に右手小指を挟み負傷した。

当該負傷者は、救急車でいわき市医療センターへ到着しました。

- ・救急車出発時刻 午前10時55分
- ・救急車到着時刻 午前11時40分

当該負傷者については、いわき市医療センターにて医師の診断の結果、右小指末節骨開放骨折と診断され、通院加療が必要と判断されました。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) [\(3\)](#) ご覧ください。

* 実施計画及び監視項目に関する解説

○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

○注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では1 Bq/cm³以下であることが定められています。

○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では60℃（1号機）または65℃（2、3号機）以下で管理することが定められています。